

Insurance alert

IASB/FASB Board Meeting – Insurance Contracts PwC Summary of Meetings: 15 and 16 November 2011



多数の観点が両審議会において検討されていること、ならびに、IASB および FASB の暫定的結論を明確化することがしばしば難しいことより、これらの議事録は、FASB の ACTION ALERT および IASB の OBSERVER NOTE において公表される決定とは異なる可能性がある。加えて、暫定的結論は、将来の両審議会における議論により変更される可能性がある。IASB および FASB の決定は、最終基準書を公表するための公式投票の完了においてのみ最終化される。

要約

IASB のみの審議会が 2011 年 11 月 15 日に開催され、残余マージンおよび特定の対象に絞った IFRS 第9号の改善に関する審議を行った。2011 年 11 月 16 日には、IASB および FASB による合同の審議会が開催され、保険契約勘定の細分化に関する議論が行われた。

IASB は、特定の場合におけるその他の包括利益(以下「OCI」とする)の使用の再検討を含め、IFRS 第9号の特定項目の改善について全員一致で賛成した。審議会は、IFRS 第9号は基本的には適切であるが、適用における例示の明確化が必要であると考えている。さらに、彼らは、保険契約のモデルが十分に開発された後に、IFRS 第9号と保険契約プロジェクトとの相互関係を検討するであろうと一貫して述べている。

IASB は、さらに、残余マージンに関する教育セッションを開催した。このセッションにおいては、仮決定を行わず、見解を示すことのみが審議会に求められた。スタッフの最初の質問は、残余マージンをアンロックするという前提で、何の見積りの変更に応じて残余マージンを調整する必要があるかであった。大多数の審議会のメンバーは、実際に残余マージンがアンロックされるのであれば、キャッシュ・フローの見積りの変更に応じてのみマージンをアンロックし、実績調整やリスクの変更もしくは割引率の変更に関してはアンロックしないことを好むように思われた。残余マージンのアンロックも支持されていた。しかし、保険契約固有の論点に関する IFRS 第9号の再検討に基づく議論も同時に考慮すべきとする幅広い要求があった。また、審議会がさらなる検討を進める前に、概念に関する多くの未決の質問に対して対応が必要であるとされた。

さらに、両審議会は、財政状態計算書および包括利益計算書上の関連する収益および費用において、明示的な保険契約勘定残高をどのように会計処理し、表示するかについて検討した。スタッフは、(投資構成要素の区分処理(アンバンドリング)を行い、この構成要素を金融商品として測定することに代えて)ビルディング・ブロック・アプローチにおいて保険および投資構成要素の双方を測定する新しい提案を説明した。しかし、明示的な保険契約勘定残高は、財政状態計算書において保険契約負債(もしくは資産)の残高からは区別して表示される。明示的な保険契約勘定残高に累積された保険料および明示的な保険契約勘定残高から控除された保険金支払いもしくは取り崩しは、包括利益計算書上には表示されない。両審議会における審議において、(1)区分されるべき投資構成要素の要件(すなわち、解約返戻金や年金の支払いのような、明示的な勘定残高の域を超えた区分されるべき保険契約の追加的要素がないか)(2)単に、表示のためだけにこのような金額を細分化するのか、それとも測定の目的でもこれらを区分処理するのか、そして(3)投資構成要素の損益計算書の表示における影響について、多様な見解があった。その結果、IASB の議長は、スタッフに対し今回の審議会で列挙された論点に対応する別のペーパーを作成することを求めた。

これに加え、スタッフは、2011 年 10 月 24 日に開催された保険ワーキンググループにおける議題について概要説明を行った。

IFRS 第9号の特定の項目に対する改善

スタッフは IFRS 第9号の特定項目に対する改善のペーパーを説明した。最近の提案において、審議会が IFRS 第9号の強制適用日を 2015 年 1 月 1 日に変更することを暫定的に決定したことが述べられた。スタッフは、審議会が保険契約のモデルが十分に固まった段階で、IFRS 第9号と保険契約プロジェクトとの相互関係を検討すると一貫して述べてきた点について強調した。スタッフは、IFRS 第9号の早期適用者および適用の準備を行っている事業体から、フィードバックを入手したことを述べた。IFRS 第9号は概念的に正しい、それゆえ、抜本的な見直しは必要ないというのがスタッフの一般的な見解である。いくつかの地域では既に早期適用を行っており、改善による混乱とコストを最小限にする必要があ

本冊子は英語の原文を翻訳したものです。したがって、あくまでも便宜的なものとして利用し、必要に応じて原文を参照頂くようお願い致します。

る。さらに、現在、FASB では金融商品の分類と測定の見直しが行われているため、審議会は再度、FASB のモデルを検討する機会があることになる。

それゆえ、スタッフは特定の対象に絞った改善を提案した。IASB の審議会のメンバーは、できるだけ早く関係者に周知する必要があり、明確に定義された改善項目のリストを作成し、また、可能な移行上の免除規定を提案すべきであると述べた。さらに、厳密な日程を明確にすべきである。審議会のメンバーの他の一名は、US とのコンバージェンスが非常に重要であると述べた。

審議会のメンバーの一名は、これは IFRS 第9号フェーズ1の無期限の再審議の開始、もしくは FASB と合同の再審議であってはならないと強調した。これは単に保険契約の問題への対応および適用上の問題の改善であることを明確にする必要がある。もし、これらの変更によりコンバージェンスがもたらされるのであれば、それもまた有益である。彼女は、IFRS 第9号においては、最初に減損が、続いて、限定的な改善とマクロヘッジが取り扱われるべきであると考えている。

審議会のメンバーの他の一名は、いくつかの改善が必要であることは明らかであり、特に適用ガイダンスの例示および保険契約における公正価値の変動が損益計算書ではなく OCI に反映されるべきかどうかを検討する必要があると述べた。他の方法で達成できるのであれば、保険契約とのミスマッチのために IFRS 第9号自体を変更する必要は必ずしもない。彼は、特定項目の改善とコンバージェンスは矛盾するという考えを主張した。FASB との間には多くの差異が存在し、FASB は IFRS 第9号を考慮する便益があったにもかかわらず異なる結論に至っている。特定項目に対する改善が広範なコンバージェンスを達成することができるか疑問が残る。

審議会は IFRS 第9号の特定項目に対する改善を検討するスタッフの提案に同意した。

残余マージンに関する IASB の教育セッション

11月15日にIASBは残余マージンの教育セッションを開催した(FASBのスタッフは、このセッションを傍聴したがコメントは行わなかった。これは、彼らは代替案としての単一マージンアプローチを支持しているためである)。スタッフは、このセッションのために、(a)すべての会計上の見積りの変更が残余マージンを調整するのか、(b)残余マージンのアンロックの合理的説明と、残余マージンのロックもしくはアンロックの二つの一般的なアプローチの比較、(c)損益計算への残余マージンの配分、および(d)残余マージンに対する利息の付与、に焦点を当てた四つのペーパーを準備した。しかし、(c)および(d)のペーパーは、時間的制約のため議論されなかった。

教育セッションの背景として、スタッフは、IASB の公開草案(以下「ED」とする)においては、契約の引受時に残余マージンは固定され(再測定されず)、一定の方法によって将来の期間に配分されると説明した。しかし、2011年6月の審議会において見解を変更し、残余マージンは保険負債の測定に使用される将来のキャッシュ・フローの有利および不利な見積りの変更すべてに対し、上限なく将来に向かい調整し、実績調整を損益計算に反映すべきであることを仮決定した。さらに、リスク調整の変更は、変更した期に損益として認識される(すなわち、リスク調整の変更は残余マージンをアンロックしない)。残余マージンは負の値にはならず、カバレッジ期間にわたり一定の方法で配分される。IASB は、割引率の変更が残余マージンをアンロックすべきかについては結論を出していなかった。

審議会は意思決定を求められなかったが、残余マージンをアンロックするという前提で、保険契約負債の測定に使用されるすべて見積りの変更に応じて残余マージンを調整すべきかどうか選好を示すよう求められた。残余マージンを調整しないならば、彼らは、どの見積りの変更に応じて残余マージンを調整すべきではないか示す必要がある。さらに、審議会のメンバーは、キャッシュ・フローに関して実績と過去の見積りとの差額(すなわち、実績調整)は損益において認識されるべきか見解を求められた。どのように、そしてどの変更に応じて残余マージンをアンロックすることができるか理解した上で、次に両審議会は第二のペーパー(b)における残余マージンのアンロックに関する2011年6月の審議会での(EDとは異なる)仮決定を支持するかについて選好を示すよう求められた。

(a) 残余マージンをアンロックする場合、どの会計上の見積りの変更に応じて残余マージンを調整するのか？

スタッフは、どの変更に応じて残余マージンをアンロックするかについて、フィードバックから多様な見解が得られたと説明した。彼らは、アンロックに対する合理的な理由を求め、そして、アンロックする主な理由はマージンが主として未経過の利益を表すためであると推測している。

審議会のメンバーの一名は、理解しやすいという理由で、パラメーターにおけるすべての変更に応じて調整することを受け入れると述べた。他の審議会のメンバーの一名は、残余マージンは異なる要素の混合ではなく、主にカバレッジ期間にわたり配分される利益を表していると述べた。しかし、彼女は、現在の資産と負債のミスマッチや OCI の取り扱いに関する議論は、アンロックの議論に影響するため、これらを先に検討すべきであると述べた。

審議会のメンバーの他の一名は、仮にマージンが利益を表すのであればアンロックされるべきであると述べた。彼は、リスク調整および割引率の変更に関して、市場を基礎とした変数であること、また、リスク調整についてはビルディング・ブロック・アプローチにおいて区分して調整されることを理由に、アンロックすべきではないと述べた。疾病率または死亡率のように市場を基礎としない変数はアンロックされるべきである。審議会メンバーは、さらに、マージンは実際には何を表しているのかという広範な疑問が残っているようであると述べた。

審議会のメンバーの一名は、アンロックした場合、特にオープン・ポートフォリオにおいてモデルが複雑になる可能性があるのではないかと尋ねた。計算の単位がポートフォリオであったとしても、複雑なトラッキングが必要かもしれない。審議会のメンバーは、償却すべき金額が常に変更され、それが累積され、残存期間に配分されるソフトウェアの収益認識における「cascading waterfall」にこれを擬えた。彼は、ボラティリティへの対応としてアンロックが機能するため、アンロックを概して支持した。しかし、割引率の変更は、OCI において認識する方が望ましいが、その他の変更は、マージンに対して計上する必要がある。

スタッフは、保険会社はマージンのアンロックをそれほど複雑と考えていないと述べた。しかし、利用者への説明が必要となる結果を理解する際に複雑と感ずるかもしれない。スタッフは、アンロックはボラティリティへの対応策として機能するであろうが、もし割引率の変更が残余マージンに対して認識されるのであれば、残余マージンはすぐに償却されてしまうであろうと述べた。

審議会のメンバーの他の一名はマージンの固定化を主張した。利益がこれほど判断や見積りに依拠している事業は他にないというのが、その理由であった。投資家は、信頼できる見積りであるかを注意深く監視することができるべきではあるが、仮に、残余マージンが、それ自体が吸収しなければ損益において反映されていた見積りの変更による金額を吸収してしまうために、隠されてしまうであろう。保険業界における利益の平準化は広範囲に及ぶ。仮に、審議会がアンロックを許容した場合、利益の平準化の新たな機会を与えることになり、投資家が把握することがより困難になる。これは、アンロックを IFRS 第9号および OCI の可能な解決策から区別して考えないことに対する議論でもある。

審議会のメンバーの他の一名は、見積りの変更に対するアンロックは賛成だが、見積りの変更ではない割引率の変更に対しては、実績調整を即座に損益計算において認識すべきであると述べた。割引率の変更は、見積りの変更ではなく、状況の変更に類似している。審議会のメンバーは、残余マージンは測定の際にも含んでいるため、利益のみを表わすとする見解には同意しなかった。

審議会のメンバーの一名は、残余マージンは名前が示すとおり「残余」であり、それが何であるかを正確に理解することは恣意的なものとなるであろうと述べた。OCI による解決策を含む全体像を理解することは重要であり、同時に、どの変更に応じてマージンをアンロックすべきか決定することは困難である。しかし、短期契約に対しロック・イン・アプローチを適用することは可能である。キャッシュ・フローに著しい変動が生じる長期契約に対しては、アンロックが合理的である。いかなる場合においても長期契約ではキャッシュ・フローを見積る必要があるため、複雑性は問題ではなく、業界はこれらを算出可能であるとしている。彼は、非金融変数に関する変更に応じてのみアンロックを使用すべきであることに賛成している。金利の変更は完全に区分処理(アンバンドリング)されるべきである。

審議会のメンバーの他の一名は、もし残余マージンをアンロックするならば、何のためにアンロックするのかと尋ねた。見積りの変更や割引率の変更、リスクの変更、実績調整の変更、更には(前期以前に発生した)発生保険金の見積りの変更や既発生未報告保険金の変更といった多くの変更がある。アンロックを支持するか否かを決定する前に、審議会はこの個別の項目について検討を行い、影響を考慮する必要がある。彼は、割引率の変更を例に説明した。もし、割引率が上昇した場合、キャッシュ・フローの現在価値は減少し、残余マージンをアンロックした場合には残余マージンは著しく増加する。次の期にキャッシュ・フローが悪化した場合、残余マージンがこれを吸収し、損益への影響はない。しかし、仮に逆の場合では、つまり割引率が低下し、マージンがこれを即座に吸収し、そして翌期にキャッシュ・フローが悪化した場合には、重大な損益への影響が生じる。彼は、割引率の変更をアンロックすることに合理性があるか尋ねた。更にこの審議会メンバーは、IFRS 第9号と OCI の相互作用を考慮することが重要であると考えている。

同じ審議会のメンバーは、割引率の変更とキャッシュ・フローとの間には多くの相互依存があると述べた。例えば、割引率は失効解約率の前提に影響する。解約率の前提は金融変数であるのか非金融変数であるのか。審議会は当初、リスクの仮定の変更はマージンをアンロックしないと述べていた。しかし、キャッシュ・フローの変更に応じてアンロックするならば、キャッシュ・フローの(リスクを測定する)標準偏差とは何が異なるのであろうか。キャッシュ・フローの標準偏差の変更は、キャッシュ・フローのもう一つの構成要素であり、これは残余マージンのアンロックをもたらす。リスク調整はリスク量が増えた場合のみならず、企業がリスクから解放された場合(リスクのランオフ)に応じても変化する。リスクからの解放を理由に、変更に応じてアンロックすることは意味のないことである。これが行われれば、単にリスク調整を残余マージンに移動させることになり、リスク調整は意味のないものとなる。もしアンロックをするのであれば、リスク調整は、発生時に

認識されるリスクからの解放とリスクの総量の変更(標準偏差の見積りの変更)の二つの構成要素に区分され、残余マー
ジン内部においてアンロックされる必要がある。

また、審議会のメンバーは、実績調整について、何が実績調整であるかを特定する上での問題を指摘した。もし、暦
年による財務報告を行う会社があり、翌年のキャッシュ・フローの見積りを12月31日に変更した場合、この見積りの変更
はアンロックされ残余マージンにて調整される。仮に1月1日にこの見積りを変更した場合、つまり報告期間中に見積り
を変更した場合、見積りの変更となるのか、それとも損益計算に反映される実績調整となるのか。この質問に対する回答
を得るためには、多くの未解決の疑問を検討する必要がある。

審議会のメンバーの他の一名は、アンロックのメカニズムが明確ではないと述べ、また、残余マージンが完全に吸収さ
れた場合にはどうなるのか質問した。残余マージンの再構築に関する疑問は、更なる詳細な検討が必要である。スタッフ
は、残余マージンの構築については明確に決定されていないが、再構築が可能であるというのが前提であると回答した。
さらに、スタッフは、何が実績調整であり、何が見積りの変更であるかを区別するためのガイダンスとして、IAS 第 8 号
を使用することができると指摘した。

審議会のメンバーの一名は、企業が事業において「通常」何を行うのかを考えるべきであり、そして判断が必要である
と述べた。利益管理は可能であるが、新しい保険契約の会計の基準は不正使用に反対する会計基準ではない。仮に将
来の期間に対する見積りの変更が決算日前に行われるのであれば、これは残余マージンの調整であり、変更が当期に
関する実績調整であれば、これは損益に影響を与える。

スタッフは、多くの審議会のメンバーがアンロックの議論を IFRS 第9号および割引率の変動が認識される項目(OCI
かを問わず)の議論と関連付けることを望んでいるが、多数派はキャッシュ・フローの変更に関する残余マージンのアン
ロックを好む傾向にあると要約した。リスク調整の変更に関しては異なる見解があった。しかし、審議会がアンロックを求め
るのであれば、どの見積りの変更がアンロックに使用されるべきであるか、さらに多くの疑問に答えなければならない。審
議会のメンバーの一名は更に二つの質問をした。第一は、最初に残余マージンに期間に配分し、その後、アンロックを
行うのか、それとも最初にアンロックを行い、その後配分するのかという質問であった。どちらについても概念的な根拠は
ないように思われるが、結果は異なる。第二の質問は、どのようにポートフォリオを定義するのかという点であった。ED
における計算の単位は、通常はポートフォリオである。しかし、ポートフォリオが大きければ大きいほど、相殺の効果が機能
するであろう。アンロックのポートフォリオの定義は他の範囲におけるポートフォリオの定義と同じであるべきか、もしくは、
潜在的に利益管理の可能性があるため、アンロックの議論のためにポートフォリオのより具体的な定義を検討する必要
があるのか。

(b) 残余マージン - 二つのアプローチ、アンロックと契約獲得時のロック

スタッフは、第二のペーパーは残余マージンに対する二つのアプローチを対比させたものであり、その内容の一部は
上記の議論に含まれていると説明した。二つのアプローチとは、マージンアンロックするアプローチと保険契約の獲得
時にロックするアプローチである。このペーパーは、残余マージンのアンロックと契約獲得時のロックに関する理由を提
供している。このペーパーはさらに、残余マージンのアンロックおよびロックのそれぞれの結論について実例を使用して
示している。財政状態計算書においては、マージンをロックした場合、一部および全てをアンロックした残余マージンと
比較して、より予想キャッシュ・アウト・フローのパターンに類似した負債の測定をもたらす。

審議会のメンバーの一名は、以前はマージンのアンロックに賛成であったと述べた。彼の理解では、マージンは利益
を表しており、そして、保険契約において見積りの変更による損失が後年に生じると仮定した場合においても、残余マー
ジンの償却をとおして将来において利益が認識され続けるというのは合理的ではないと述べた。しかし、アンロックがあま
りにも複雑すぎるのであれば使用を限定し、マージンをロックするほうが良いかもしれない。彼は結論を出すまでにさらな
る情報提供を求めた。

スタッフは、マージンのロックでさえある程度は複雑になると述べた。保険契約は毎日引き受けられ、長期間有効である
ため、保険契約ごとにマージンを計算しロックすることは手間がかかるかもしれない。

審議会のメンバーの他の一名は、資産と負債のミスマッチ、OCI による解決策、そして区分処理(アンバンドリング)は、
同時に検討されなければならないと述べた。もし、割引率に関する別の解決策(例えば、割引率の変更は OCI において
記帳される)が見つければ、アンロックもしくはロックの論点は最重要事項ではないかもしれない。審議会のメンバーの他
の二名はこの見解に同意し、アンロックもしくはロックは短期契約においてはそれほど重要ではないかもしれないと述べ
た。

審議会のメンバーの他の一名は、契約時における残余マーシンのロックを支持した。実務的には、どの変更が損益に反映され、どの変更がマーシンの影響するかなど、アンロックは恣意的になる。審議会がビルディング・ブロック・モデルを構築した際は、これは現在価値に関するモデルであった。直近の仮定の変更より生じる影響を損益計算書に反映させないことは不自然に思われる。実際には、仮に、これらの影響を損益に反映しなければ、ビルディング・ブロック・モデルは保険料配分アプローチに収斂してしまう。概念的には、保険契約負債を IAS 第 37 号の種類の負債(再測定したキャッシュ・フローの現在価値)と収益認識タイプの負債(再測定されない残余マーシン)に区分することは正当性がある。アンロックはより複雑なようであり、特にオープン・ポートフォリオに対してどのように機能するかより多くの作業を必要とするように思われる。現在価値の測定モデルに固有なこととして、変更が即時に認識される点がある。いくつかの困難がここで取り上げられているが、これは保険契約負債のモデルが一部は現在価値モデルから、そして一部が繰延モデル(例えば、残余マーシン)から形成されている妥協モデルだからである。

審議会のメンバーの他の一名はアンロックを支持した。透明性の観点からは、損益計算書において何かは認識されていないからといって、それが不透明であるとは言えず、透明性は開示により達成できると述べた。さらに彼は、これはキャッシュ・フローのモデルであるため、収益認識モデルの類推は適切ではないと考えている。

審議会のメンバーの一名は、マーシンのアンロックは FASB との間でさらなる差異を生じさせ、コンバージェンスという一般的な目的を支持しないことになると述べた。

議長は、メンバーは全体としては、IFRS 第9号の議論を含んだ全体像を見ることに興味を持っていると要約した。審議会が見解を示すために必要な質問がスタッフに対しいくつかなされた。必要とされた追加的な情報は、より多くの例示、マーシンのロックおよびアンロックの連鎖的な影響、短期契約および長期契約に対するロックおよびアンロックの意味、そしてこの決定の重要性に関してである。

スタッフは、まとめとして、アンロックを好むとの発言が多かったこと、そして、アンロックがいかに正確に機能するのか疑念の声が上がったことを述べた。アンロックを好む傾向は、どの変更に応じてアンロックされるのか、割引率の取扱いはどうするのか、そして、割引率が議論から外れた後にアンロックが必要な重要な項目が残っているかどうか、といったことに影響を受ける可能性がある。オープン・ポートフォリオに関する更なる疑問として、トラッキングの困難さという問題が存在している。全ての決定がどのように整合するかという全体像が重要視されていた。

審議会のメンバーの一名は、この論点に対応するための追加的な教育セッションを求めた。特に、割引率、OCI、区分処理(アンバンドリング)、およびアンロックに焦点を当てた全体的なモデルを、多くの組み合わせとともに説明すべきである。これにより、全体像と表示が認識可能となる。生命保険モデルと損害保険モデルの区分処理(アンバンドリング)についても調査される必要がある。

明示的な保険契約勘定残高の細分化と区分処理(アンバンドリング)

ED および FASB のディスカッションペーパー(以下「DP」とする)においては、両審議会は、保険契約のいくつかの構成要素は区分処理(アンバンドリング)の上、測定され、そして、仮に個別の契約として存在した場合の構成要素に対して適用されるガイダンスを使用して会計処理されるべきであると提案した。5月に両審議会は、明示的な保険契約勘定残高と財およびサービスを、収益認識プロジェクトにおける履行義務の区分に関する要件を使用して区分処理(アンバンドリング)することを仮決定した。これは、区分要件に関する提案された用語および区分される保険契約の種類(例示)を確認した上でという条件付きであった。6月に両審議会は、包括利益計算書に取引量の情報を記載するという保険契約に関する表示モデルを追求することを仮決定した。しかし、審議会メンバーの数名は、明示的な保険契約勘定残高に対するキャッシュ・フローの流入および流出は、保険者の引受活動とは無関係であると認識しているため、このような保険契約勘定残高に関連する取引量の情報を含めるべきかどうか懸念を示した。

2011年11月16日の合同審議会において、両審議会は、財政状態計算書と包括利益計算書上の関連する収益および費用に、明示的な保険契約勘定残高をどのように表示し測定するか考慮するために、これらの従来の決定について検討した。両審議会は、既に、保険者が組込デリバティブおよび特定の要件を充足する財およびサービスを保険契約から区分すべきことを仮決定しており、それゆえ、これらの決定について再度検討は行わなかった。

審議会において、スタッフは、保険契約勘定残高に関する改良した定義を説明した。彼らは、もし残高が保険契約者と保険者との間における取引の金銭的な金額を表しており、残高が明示的なリターンを付与されているのであれば、その保険契約は保険契約勘定残高を含んでいるとすることを提案した。提案は、保険者が保険契約の期間におけるリターンの率を再設定できる契約上の算式、もしくは、特定の資産の運用実績により直接的に決定された配分を適用して、明示的なリターンを決定することができることを明確に示した。

これに加え、スタッフは、ED および DP から変更して、保険者は(先に定義をした)明示的な保険契約勘定残高および明示的な保険契約勘定残高に関連するオプション、保証、およびサービス(例えば、資産管理サービス)を、保険契約に含まれている保険の構成要素とともに、ビルディング・ブロック・アプローチを使用し測定すべきであると提案した。しかし、保険者は明示的な保険契約勘定残高を保険契約負債から区別して財政状態計算書上で表示すべきである。

区分され個別に開示される金額は、手数料の前受け額および報告日までの運用利回りを含めた明示的な保険契約勘定残高となるが、契約上のもしくは契約者の意思(例えば解約手数料)に基づいている予想将来キャッシュ・イン・フローおよびキャッシュ・アウト・フローは控除される。FASB のメンバーの一名は、これは結果として保険契約勘定残高を負債として計上することになり、保険契約におけるその他の構成要素を資産に計上する(例えば、ビルディング・ブロック・アプローチにおいて計算される予想解約手数料の見積りがあるが、これは保険契約勘定残高には含まれない)ことになると指摘した。

さらにスタッフは、明示的な保険契約勘定残高に含まれている保険料の累積額や明示的な保険契約勘定残高からの支払い保険金および引き出し額は、包括利益計算書において認識されるべきではないことを提案した。しかし、明示的な保険契約勘定残高から控除された全ての繰延手数料および(明示的な保険契約勘定残高との対応関係にかかわらず、保険者の資産に基づいた)投資利回り、そして明示的な保険契約勘定残高に付与された金利は、包括利益計算書において認識されるべきである。

両審議会に提出された提案において、スタッフは、保険者の解約返戻金(以下「CSV」とする)を伴う種の伝統的な生命保険契約を区分せず、CSV を独立して表示することを意図していた。これは、スタッフが、保険契約者と保険者との間の取引の累計額とは対照的に、CSV は潜在的(派生的)勘定残高であると考えているためである。しかし、保険契約勘定残高を伴う多くの非伝統的な生命保険商品(ユニバーサル生命保険契約、変額ユニバーサル生命保険契約、据置年金およびユニット・リンク保険契約を含む)に関しては、保険契約勘定残高は個別に表示される。スタッフは、後者の保険契約は、(保険契約者により引き出される可能性のある)アカウント・バリューが保険料の支払額、投資利回りもしくは利息により直接増加し、手数料が期間にわたり引き出される(つまり、保険契約者と保険者との取引の累計額を表す)ため、明示的な保険契約勘定残高を有していると考えている。

審議会での議論の間、上記のスタッフの提案に関して多様な指摘がなされた。FASB のメンバーの一名は、なぜ CSV が保険契約勘定残高と同等と考えないのか尋ねた。IASB のメンバーの一名は、彼の考えによれば、大部分の保険契約は保険構成要素と、明示的もしくは潜在的な事前積み立て/保険契約勘定残高の特性を有した構成要素の双方を含んでおり、それゆえ、どの構成要素を独立して考慮すべきか決定することは極めて主観的なものとなると述べた。審議会の他のメンバーは、提案されたガイダンスが、実務上は同じ保険契約であるが、明示的な保険契約勘定残高の要件に該当せず、それゆえ、異なる会計処理が適用されているものに対して、裁量の判断基準を提供するものとなっているか懸念を示した。それゆえ、彼らは提案が十分検討されたものであるか尋ねた。

これに加え、IASB のメンバーの一名は、保険契約者が現金を保険者に支払い(一時払い保険料)、保険者が保険契約者に対し死亡するまで年額の年金を支払うという即時払い年金を例に挙げた。これが保険契約に該当するとの合意はあったが、彼の見解によれば、預金構成要素は明示的な保険契約勘定残高の要件を満たさず、それゆえ、勘定残高に対する流入と流出が包括利益計算書上で保険料および保険金として取り扱われることに懸念を有していた。彼の見解によれば、保険の取引量の情報が不適切に投資構成要素を含むため、本来の保険契約の経済性を反映していない提案となっている。

FASB のメンバーの一名は、スタッフの提案は財政状態計算書に焦点を当てているようであるが、彼女の見解によれば、主要な問題は収益に関連しており、残高が明示的な保険契約勘定残高として認識される限り、保険契約者からのキャッシュ・イン・フローおよびキャッシュ・アウト・フローは損益計算書において収益および費用として表示すべきではないと述べた。

両審議会は、保険者に対し、(1)財政状態計算書上で明示的な保険契約勘定残高を保険契約負債から区分して表示するが、明示的な保険契約勘定残高を含む保険契約全体はビルディング・ブロック・アプローチにより測定するという最新のスタッフの提案に従うか、(2)ED および DP の提案に従い、保険契約勘定残高の区分処理(アンバンドリング)を行い、金融商品のガイダンスに従って測定、会計処理することを求めるべきか議論した。

スタッフは、投資構成要素が区分処理(アンバンドリング)され金融商品のモデルにより測定された場合、負債は潜在的に償却減価、もしくは(公正価値オプションにおいては)公正価値、あるいは要求払い預金額となると述べた。ビルディング・ブロック・アプローチが(償却減価アプローチや公正価値アプローチではなく)現在価値アプローチであるとして、投資構成要素が区分処理(アンバンドリング)された場合、異なる測定結果となる。保険契約勘定残高の利率と直近の割引率との差異により生じる、償却減価とビルディング・ブロック・アプローチとの間の差異に加え、償却減価アプローチが

オプション、保証および手数料について期末評価を行わないことによる差異も存在する。どのようにビルディング・ブロックの現在価値が公正価値と異なるのかと尋ねられた際に、両審議会は、ビルディング・ブロック・アプローチが保険者の自己の信用リスクを割引率から控除していることを思い出した。

IASB のメンバーの一名は、スタッフの提案においては、多額の保険契約勘定残高を有するいくつかの契約が保険契約として会計処理され、これが誤解をもたらすのではないかと懸念点を挙げた。IASB のメンバーの他の一名は、これらの契約は重大な保険リスクを含んでいるかという点で既に評価され、その結果、保険契約とみなされたことを強調し、保険契約勘定残高が個別に表示されるかどうかは別の検討項目であると回答した。契約が(保険契約勘定残高があるにもかかわらず)保険契約とみなされた場合、彼の見解によれば、二つの構成要素の間において多くの場合に一定の相互作用が期待され、それゆえ、ビルディング・ブロック・アプローチがこの相互作用を捕捉するのに最も適した方法である。彼はさらに、保険契約者の裁量により引き出しが可能な金額(つまり明示的および潜在的な残高)の限りにおいては、この金額を区分し、財政状態計算書において表示すべきではないが、注記により開示すべきであると強調した。

IASB のメンバーの他の一名は、二つの構成要素は二つの異なる履行義務であり、それゆえ、二つの異なるモデル(すなわち区分処理)を使用することは適切であると考えていると述べた。しかし、審議会の他のメンバーは、区分処理(アンバンドリング)において必要とされる配分の観点からは、主観的でありかつ困難であると強調した。例えば、サービス手数料および契約獲得費用が配分されるのか、そして、どのように配分されるのか検討されるべきであろう。保険契約の構成要素における構成要素間の助成効果の認識と調整の実行可能性に関する懸念を挙げるメンバーもいた。例えば、保険会社が市場の金利以上で保険契約勘定残高に利息を付与し、同時に保険手数料のコストを高く請求した場合、仮に保険契約勘定残高と保険構成要素が異なる基礎で測定されるのであれば、これらの差異は再配分される必要がある。IASB のメンバーの他の一名は、区分処理(アンバンドリング)と分離を組み合わせることが適切かもしれないと提案した。FASB のメンバーの一名は、おそらく、区分処理(アンバンドリング)した構成要素に関して異なる会計基準を参照させるよりもむしろ、保険契約に関する基準の提案内において、この構成要素に関するさらなるガイダンスを掲載できないかと提案した。

スタッフは、ビルディング・ブロック・アプローチのもとで一つの保険契約として保険契約勘定残高と保険構成要素を測定すること(そして、保険契約勘定残高を区分すること)の利点の一つは、明示的な保険契約勘定残高を保有する多くの保険契約(例えば、デリバティブ、将来のサービス報酬、そして解約手数料でもない、ある最低利率の保証)が、金融商品会計における償却減価法のもとで現在価値ベースで測定できないという特性を有していることであると主張した。

最終的な決定には至らなかったが、FASB の議長は審議の終盤に投票を行い、FASB のメンバーにより表明された、いくつかの主要な見解を要約した。FASB は、少なくとも明示的な保険契約勘定残高の定義に該当するこれらの預金は、財政状態計算書上において区分され、損益計算書における保険料および給付からは控除されるべきであると考えている。このような金額がどのように測定されるかに関しては、五名の FASB のメンバーは、このような残高(および、潜在的には、オプション、保証、およびこれら残高に関連したサービスの構成要素)がビルディング・ブロック・アプローチよりもむしろ金融商品のモデルにおいて測定されるべきではないかという点について検討を望むと述べた。この点に関して彼らは、測定におけるビルディング・ブロック・アプローチと金融商品モデルとの潜在的な相違点の分析を提供するようスタッフに求めた。

IASB は明示的な保険契約勘定残高およびそれ以上の項目を区分することを好んでいるようであったが、このような区分された金額を単に個別に表示するべきか、それとも同様に個別に測定するべきか、議論がどこにあるのか明確ではなかった。

結論としては、(1)区分されるべき投資構成要素を決定するための要件(すなわち、解約返戻金や即時払い年金のように、明示的な保険契約勘定残高の域を超えた区分されるべき保険契約の追加的要素があるかどうか)(2)単に、表示のためだけにこのような金額を細分化するのか、それとも同時に測定の目的でもこれらを区分処理するのか、そして(3)投資構成要素の損益計算書の表示における影響、に関して両審議会により表明された見解は多岐にわたっていた。その結果、IASB の議長は、今回の審議会で列挙された論点に対応する別のペーパーを作成するようスタッフに依頼した。

保険ワーキング・グループ・ミーティング

スタッフは、2011年10月24日に行われた保険ワーキンググループにおいて議論された論点の概要について説明を行った。このミーティングでは、OCI について主に議論が行われ、2つの代表的な作成グループにより OCI に関する彼らの提案のプレゼンテーションも行われた。主要な論点は、以下のとおりである。

- ・ (従来のミーティングの結果の明確化として)有配当契約に対する「対象アプローチ」は大変に受け入れやすいとのコメントがあった。

- 資産と負債の測定は、一貫してカレント対カレント・アプローチ(例えば、資産の現在価値と負債の現在価値との対応)もしくはコスト対コスト・アプローチを使用する必要がある。実際に株主に流れる現金について、より信頼性のある情報を提供するコスト対コスト・アプローチを支持する見解もあった。しかし、もし、保険負債と関連する投資資産の双方に機能する OCI の解決方法が開発され、会計上のミスマッチからの変動性が低減されるのであれば、保険負債の現在価値の測定が全般的に支持された。
- 参加者は、OCI は(契約者への支払いが実現利益に基づいている)「大陸式の契約」においては機能するかもしれないが、(契約者への支払いが全体の利回り、すなわち実現利益と未実現利益に基づいている)「英国式の配当契約」には機能しないであろうと述べた。提案を支持する議論もなされたが、「英国式の配当契約」に対応するための追加的なステップが必要かどうか両審議会が検討すべきと提案された。

さらに、スタッフはワーキンググループに対し保険料配分アプローチに関する 10 月の審議会の議論を報告し、可能な簡便法について詳細を記したペーパーを説明した。彼らは、また再保険に関する三つの可能なアプローチについて検討を行った。これに加え、スタッフは、3 月に行った契約の境界の文言の変更について、変更後の文言がどのように解釈されているかという回答者の懸念に対応するためフィードバックを受けた。ワーキンググループは、コメンテーター達が決定および草案の双方を評価するために適切に役立つと考えていたよりも短い契約の境界を持つ契約についての具体的な例示を示すようスタッフに求めた。

<お問い合わせ先>

あらた監査法人

東京都中央区銀座 8 丁目 21 番 1 号

住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)

aaaratapr@jp.pwc.com

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、あらた監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。